平成２９年度　第３回　桜井市地域公共交通活性化再生協議会　次第

日時：平成２９年１０月１９日（木）　午後１時３０分から
場所：中央公民館３階　大会議室

１．　開　会

２．　挨　拶　　会長　笹谷　清治

３．　議　事

１．コミュニティバス西北部循環線「大豆越」停留所の移設について
（資料１・資料２）

２．地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について（資料３）

３．公共交通の利用促進について（資料４）

資料１

路線図

井上浄化槽管理センター
①
大豆越（新位置）
②
大豆越（旧位置）
認　可　申　請　路　線
起　点　①奈良県桜井市大字大豆越147番地1先
終　点　②奈良県桜井市大字大豆越62番地先
キロ程　0．4km
道路種別および幅員　市道（桜井市）3．2～6．2m
休　止　届　出　路　線
起　点　①奈良県桜井市大字大豆越147番1地先
終　点　②奈良県桜井市大字大豆越62番地先
キロ程　0．1km
凡　例
認可申請路線
休止届出路線
既認可路線
移設停留所（新位置）
移設停留所（旧位置）
既設停留所

資料２

西北部循環線（平日6便、土日祝と8/13～15は3便運行）

（現行）

	西1	西2	西3	西4	西5	西6
桜井駅北口	8:32	10:02	11:32	13:02	14:32	16:02
粟殿口	8:33	10:03	11:33	13:03	14:33	16:03
桜井市役所	8:35	10:05	11:35	13:05	14:35	16:05
桜井市保健福祉センター	8:36	10:06	11:36	13:06	14:36	16:06
上之庄・イオン桜井店	8:40	10:10	11:40	13:10	14:40	16:10
新屋敷	8:44	10:14	11:44	13:14	14:44	16:14
大泉	8:46	10:16	11:46	13:16	14:46	16:16
大西口	8:48	10:18	11:48	13:18	14:48	16:18
大西・江包口	8:51	10:21	11:51	13:21	14:51	16:21
太田	8:55	10:25	11:55	13:25	14:55	16:25
山の辺病院	8:58	10:28	11:58	13:28	14:58	16:28
纒向県営住宅	9:00	10:30	12:00	13:30	15:00	16:30
大豆越	9:04	10:34	12:04	13:34	15:04	16:34
東田	9:05	10:35	12:05	13:35	15:05	16:35
豊前	9:06	10:36	12:06	13:36	15:06	16:36
豊田	9:07	10:37	12:07	13:37	15:07	16:37
豊田住宅	9:09	10:39	12:09	13:39	15:09	16:39
芝打合町	9:14	10:44	12:14	13:44	15:14	16:44
上之庄・イオン桜井店	9:23	10:53	12:23	13:53	15:23	16:53
戒重北口	9:26	10:56	12:26	13:56	15:26	16:56
桜井税務署	9:28	10:58	12:28	13:58	15:28	16:58
粟殿口	9:30	11:00	12:30	14:00	15:30	17:00
桜井駅北口	9:31	11:01	12:31	14:01	15:31	17:01

…土日祝日は運休

西北部循環線（平日6便、土日祝と8/13～15は3便運行）

平成29年12月1日改正

	西1	西2	西3	西4	西5	西6
桜井駅北口	8:32	10:02	11:32	13:02	14:32	16:02
粟殿口	8:33	10:03	11:33	13:03	14:33	16:03
桜井市役所	8:35	10:05	11:35	13:05	14:35	16:05
桜井市保健福祉センター	8:36	10:06	11:36	13:06	14:36	16:06
上之庄・イオン桜井店	8:40	10:10	11:40	13:10	14:40	16:10
新屋敷	8:44	10:14	11:44	13:14	14:44	16:14
大泉	8:46	10:16	11:46	13:16	14:46	16:16
大西口	8:48	10:18	11:48	13:18	14:48	16:18
大西・江包口	8:51	10:21	11:51	13:21	14:51	16:21
太田	8:55	10:25	11:55	13:25	14:55	16:25
山の辺病院	8:58	10:28	11:58	13:28	14:58	16:28
纒向県営住宅	9:00	10:30	12:00	13:30	15:00	16:30
大豆越	9:04	10:34	12:04	13:34	15:04	16:34
東田	**9:07**	**10:37**	**12:07**	**13:37**	**15:07**	**16:37**
豊前	**9:08**	**10:38**	**12:08**	**13:38**	**15:08**	**16:38**
豊田	**9:09**	**10:39**	**12:09**	**13:39**	**15:09**	**16:39**
豊田住宅	**9:11**	**10:41**	**12:11**	**13:41**	**15:11**	**16:41**
芝打合町	**9:16**	**10:46**	**12:16**	**13:46**	**15:16**	**16:46**
上之庄・イオン桜井店	**9:25**	**10:55**	**12:25**	**13:55**	**15:25**	**16:55**
戒重北口	**9:28**	**10:58**	**12:28**	**13:58**	**15:28**	**16:58**
桜井税務署	**9:30**	**11:00**	**12:30**	**14:00**	**15:30**	**17:00**
粟殿口	**9:32**	**11:02**	**12:32**	**14:02**	**15:32**	**17:02**
桜井駅北口	**9:33**	**11:03**	**12:33**	**14:03**	**15:33**	**17:03**

…土日祝日は運休

資料３

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

（名　　称）桜井市地域公共交通活性化再生協議会
（代表者名）会長　笹谷　清治

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 目的

第２次桜井市地域公共交通総合連携計画に基づき、公共交通空白地域の解消や買い物・通院、通学などの生活交通の確保を目的とし、桜井市内を運行対象とする「桜井市コミュニティバス」３路線（初瀬・朝倉台線、循環路線、多武峯線）、ならびに桜井東部の上之郷地域(初瀬川上の一部（初瀬 715 番地以北）を含む、以下省略)における「デマンド型乗合タクシー」を運行し、地域住民の利用促進を積極的に図り、運行事業計画の改善をしながら、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

なお、利用実態や住民の意見、当協議会での審議を踏まえ、利便性の向上と利用促進を図るため、平成２９年１２月１日より「桜井市コミュニティバス」の西北部循環路線における「大豆越」停留所を移設することに伴う計画変更を行う。

(2) 必要性

本市の地域公共交通システムを確保するためには、基幹路線である鉄道・路線バスと、地域内路線（フィーダー機能を含む）であるコミュニティバス・デマンド型乗合タクシーなどの運行が必要である。

コミュニティバスは、市内在住の方の生活交通の確保及び通学のための交通手段として運行している。また、桜井市に来訪された方の観光路線としても利用されている。

デマンド型乗合タクシーは、公共交通空白地域である桜井東部の上之郷地域における生活交通の確保のために、鉄道駅や総合病院のある桜井市中心市街地を結び、高齢者等の通院などの手段として利用されている。

２．地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（１）事業の目標

コミュニティバス等は下記の通り目標を設定して運行する。

① 初瀬・朝倉台線　　4.4 人/便
② 循環路線　　4.0 人/便
③ 多武峯線　　7.3 人/便
④ デマンドタクシー　　5.7 人/便

（２）事業の効果

コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。

３．地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体
２．に掲げた目標を達成するためには地域住民の利用を促進する取り組みが必要不可欠であり、そのためにコミュニティバスの概要や路線図、時刻表を網羅したパンフレットの全戸配布やデマンドタクシー利用案内の対象地域での全戸配布を実施する。また、コミュニティバス等の沿線にある公共施設や買い物施設等でもパンフレットの配布や利用啓発を実施する。 さらに、公共交通をこれからも維持・存続していくために、積極的に公共交通機関を利用する趣旨の啓発活動に積極的に取り組む。 これらは、運行主体である桜井市が実施主体となり、各交通事業者や関係機関の協力を得て実施する。
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
表１のとおり
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
桜井市から運行事業者に対して、運賃収入及び国庫補助金額を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
申請番号１～７：奈良交通株式会社 申請番号　８　：日の丸交通株式会社
７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法
該当なし
８．地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
該当なし
９．別表１及び別表３の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
該当なし
10．別表１及び別表３の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
11．地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要
表５のとおり
12．車両の取得に係る目的・必要性
（車両の取得を行わないため、記載なし）
13．車両の取得に係る定量的な目標・効果
（車両の取得を行わないため、記載なし）
14．車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
（車両の取得を行わないため、記載なし）

15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画
（車両の取得を行わないため、記載なし）

16. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成２８年　５月３０日	平成２７年度公共交通の実績について 地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画について
・平成２９年　１月３０日	公共交通の実証運行結果について
・平成２９年　４月２５日	平成２９年６月の市内公共交通再編について 地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画の変更について
・平成２９年　６月２８日	地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画について
・平成２９年１０月１９日	コミュニティバス西北部循環線大豆越停留所の移設について 地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画の変更について （協議会で承認済み）

17. 利用者等の意見の反映状況
利用者代表として「桜井市自治連合会長」、「桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」より各々１名参加していただき、その意見を事業に反映している。

18. 協議会メンバーの構成	
関係市区町村	桜井市（会長）
関係都道府県	奈良県県土マネジメント部地域交通課
交通事業者 交通施設管理者等	奈良交通(株)、(社)奈良県バス協会、奈良県交通運輸産業労働組合協議会、 西日本旅客鉄道王寺鉄道部(株)、近畿日本鉄道榛原駅(株) 奈良県タクシー協会(社)、奈良県タクシー協会桜井部会 奈良県中和土木事務所、桜井警察署
地方運輸局	近畿運輸局奈良運輸支局
その他協議会が必要と認める者	桜井市自治連合会、(社)桜井市社会福祉協議会、桜井市老人クラブ連合会

※５．（表２）及び１４．（表７及び表９）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※５．及び１４．中「費用の総額、負担者及びその負担額」とあるのは、地域内フィーダー系統においては、「費用の負担者」と読み替えるものとする。

※７．については、活性化法法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※５．（表２）及び９．（表３）及び１０．（表４）については、要綱第１７条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。

※１１．（表５）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※１２．～１５．については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※１５．については、車両減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。

※１．～３、７．９．～１０．、１２．～１３．及び１６．～１８．については、再編特例の適用を受ける場合において、記入を要しない。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準ニで該当する要件（別表7のみ）
奈良県（桜井市）	奈良交通㈱	(1)　多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3465.5回		路線定期運行	①	桜井駅停留所にて奈良交通㈱が運行する地域間幹線系統である天理桜井線、桜井菟田野線と接続	③
		(2)　初瀬・朝倉台A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回		路線定期運行	①		③
		(3)　初瀬・朝倉台B	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	365日	862.5回		路線定期運行	①		③
		(4)　初瀬・朝倉台C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回		路線定期運行	①		③
		(5)　初瀬・朝倉台D	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回		路線定期運行	①		③
		(6)　南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復:循環	362日	2172回		路線定期運行	①		③
		(7)　西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復:循環	362日	1812回		路線定期運行	①		③
	日の丸交通㈱	(8)　乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和病院		192日	793回		区域運行	①		③

（注）

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

31年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準ニで該当する要件（別表7のみ）
奈良県（桜井市）	奈良交通㈱	(1)　多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3464.0回		路線定期運行	①	桜井駅停留所にて奈良交通㈱が運行する地域間幹線系統である天理桜井線、桜井菟田野線と接続	③
		(2)　初瀬・朝倉台A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回		路線定期運行	①		③
		(3)　初瀬・朝倉台B	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	365日	860.0回		路線定期運行	①		③
		(4)　初瀬・朝倉台C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回		路線定期運行	①		③
		(5)　初瀬・朝倉台D	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回		路線定期運行	①		③
		(6)　南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復:循環	362日	2172回		路線定期運行	①		③
		(7)　西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復:循環	362日	1809回		路線定期運行	①		③
	日の丸交通㈱	(8)　乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和病院		192日	793回		区域運行	①		③

（注）

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

32年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準ニで該当する要件（別表7のみ）
奈良県（桜井市）	奈良交通㈱	(1)　多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	366日	3472.5回		路線定期運行	①	桜井駅停留所にて奈良交通㈱が運行する地域間幹線系統である天理桜井線、桜井菟田野線と接続	③
		(2)　初瀬・朝倉台A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	366日	1281.0回		路線定期運行	①		③
		(3)　初瀬・朝倉台B	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	366日	863.5回		路線定期運行	①		③
		(4)　初瀬・朝倉台C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	366日	366.0回		路線定期運行	①		③
		(5)　初瀬・朝倉台D	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	366日	549.0回		路線定期運行	①		③
		(6)　南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復:循環	363日	2178回		路線定期運行	①		③
		(7)　西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復:循環	363日	1812回		路線定期運行	①		③
	日の丸交通㈱	(8)　乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和病院		195日	805回		区域運行	①		③

（注）

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	桜井市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	34,249
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人　口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対　象　人　口	算定式	国庫補助上限額
34,249人	34,249人×150円＋2,400千円	7,537. 千円

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（2.（1）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

（2）添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

桜井市

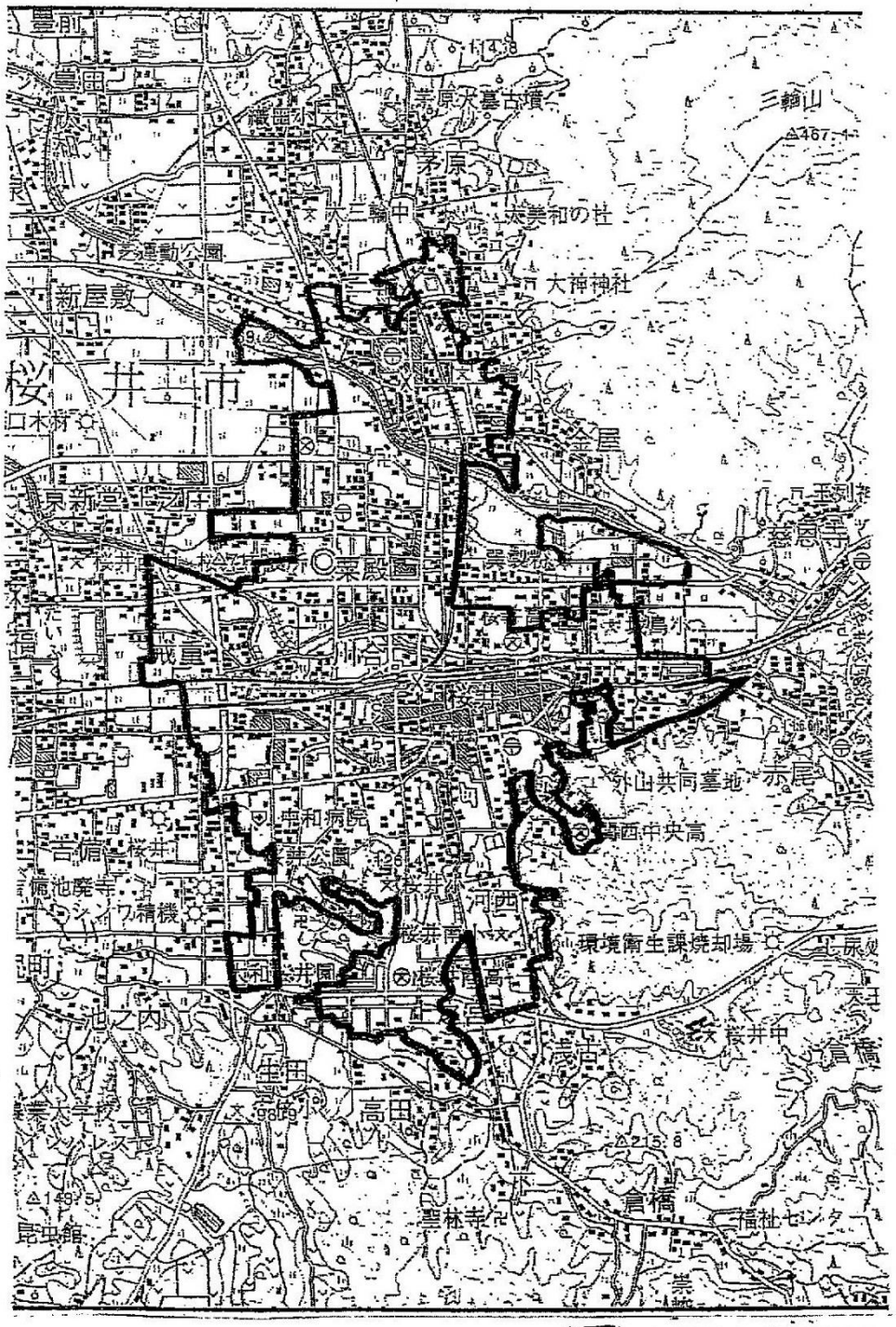

内が人口集中地区

平成２９年度
桜井市　公共交通利用推進キャンペーン

路線バス「桜井菟田野線」を知ろう！

アンケートに答えて記念乗車券をもらおう

桜井市では、公共交通の利用を推進しています。その取り組みの一環として、公共交通に関するアンケートにお答えいただくと、**奈良県乗合バス運行百周年記念乗車券**をプレゼントするキャンペーンを実施いたします。

お答えいただいたアンケートは、今後の公共交通に関する取り組みを進めていくにあたっての参考にさせていただきます。

桜井菟田野線のこと、バスのこと、公共交通のことを知っていただき、ぜひ、交通手段の選択肢の一つとして「バス」を加えてください。

桜井菟田野線とは？

奈良交通が運行する桜井駅南口から大宇陀の道の駅を結ぶ路線バスが「桜井菟田野線」です。桜井駅南口から大宇陀まで約２９分で結びます。

桜井駅南口行きは、平日・土日祝日ともに５便、運行しています。

大宇陀行きは、平日・土日祝日ともに５便、運行しています。

ちなみに、路線名に「菟田野」が入っているのは、以前にバスが菟田野まで行っていた名残です。

奈良県の乗合バス運行の発祥！

実は「桜井菟田野線」が奈良県における乗合バスの発祥となる路線なのです！ご存知でしたか？

今から１００年前、１９１７（大正６年）５月２５日、松山自動車商会により松山（現在の大宇陀）・桜井間の運行が開始されました。

今年は運行を開始して１００周年、「桜井菟田野線」は古い歴史をもつ路線なのです。

桜井菟田野線の現状は？

バスや鉄道といった公共交通は住みよいまちを実現するために必要な移動手段です。しかし、マイカーの普及とともに利用者が減少しており、桜井菟田野線についても、利用者が減少しているのが現状です。

考えよう「公共交通」　使おう「公共交通」　　桜　井　市

〔裏面に続きます〕

バスを利用しないと？

桜井菟田野線だけでなく、市内の多くのバス路線では利用者が年々減少してきています。事業者はバス路線を維持するため、様々な対策を実施しています。また、国・県・市も運行補助するなどの支援を行っています。しかし、利用の少ない路線では運行本数の見直しや路線の存続を検討しなければならないのが現実です。

バスは私たちに必要な交通手段

バスが必要なのは現在利用している人だけではありません。今はバスを必要としていない人でも、将来、車を運転しなくなったとき、また、家族が通勤・通学するときを考えると、バスは私たちの生活に必要な移動手段になるのではないでしょうか。

みんなでバスを残そう！

将来にわたって快適な生活を送るために、一人ひとりができるバスの利用方法を考え、実行に移しましょう。普段はマイカーを利用している方も、交通手段の選択肢の一つとして「バス」を加えていただき、利用をお願いします。

未来の公共交通はあなたの行動にかかっています。

アンケートにお答えいただくと、**奈良県乗合バス運行百周年記念乗車券**をプレゼントいたします。この記念乗車券は、奈良県における乗合バス運行開始百周年を記念して、当時の乗車券を再現したものです。

〔ご利用区間〕大宇陀～桜井駅、大宇陀～榛原駅（片道乗車券の２枚セット）
〔ご利用期間〕平成２９年１２月３１日まで有効

この乗車券のプレゼントは桜井菟田野線利用促進対策事業の一環として実施いたします。そのため、当該乗車券は払い戻しすることはできませんので、ご了承ください。

キャンペーン・公共交通利用推進についてのお問い合わせは
桜井市役所 行政経営課　０７４４－４２－９１１１（代）

路線バス・コミュニティバスの運行についてのお問い合わせは
奈良交通　榛原営業所　０７４５－８２－２２０１

考えよう「公共交通」　使おう「公共交通」　　桜　井　市

公共交通に関するアンケート

今後の公共交通に関する取り組みを進めていくにあたっての参考にさせていただきます。当てはまる番号に〇をつけてください。

Ｑ１　お答えいただいている方について

・お住まいは　①市内　②市外（　　市）　③県外（　　県）

・年齢は　①２０歳未満　②２０歳代　③３０歳代　④４０歳代
⑤５０歳代　⑥６０歳代　⑦７０歳代　⑧８０歳以上

・性別は　①男性　②女性

Ｑ２　普段、あなたが使う交通手段は何ですか？（複数回答可）

①自転車・バイク　②自家用車　③バス　④タクシー　⑤鉄道

Ｑ３　路線バスについて

１　路線バスに乗ったことはありますか。　①ある　②ない

２　どれぐらいの頻度で乗りますか。①毎日　②週に１回　③月に１回
④年に１～２回　⑤ほとんど乗らない

３　路線バスのイメージについて教えてください。（複数回答可）
①本数が少ない　②運賃が高い　③乗り降りが難しい
④運行経路がよくわからない　⑤その他（　　）

４　路線バスを維持するために、国・県・市が費用負担していることはご存知ですか？
①知っていた　②知らなかった

Ｑ４　バスや公共交通のことで、ご意見があればお聞かせください。

［　　］

ご協力ありがとうございました。

考えよう「公共交通」　使おう「公共交通」　桜　井　市

公共交通に関するアンケート　結果まとめ

（平成29年10月14日　忍坂街道まつり）

Q1　お答えいただいている方について

〔お住まい〕	回答数
①　市内	60
②　市外	15
③　県外	1
未回答	1
合計	77

2q

〔年齢〕	回答数
①　20歳未満	0
②　20歳代	1
③　30歳代	3
④　40歳代	8
⑤　50歳代	9
⑥　60歳代	23
⑦　70歳代	26
⑧　80歳以上	7
未回答	0
合計	77

〔性別〕	回答数
男	48
女	27
未回答	2
合計	77

Q2　普段、あなたが使う交通手段は何ですか？（複数回答可）

〔交通手段〕	回答数
①　自転車・バイク	28
②　自家用車	52
③　バス	16
④　タクシー	3
⑤　鉄道	28

Q3　路線バスについて

1．路線バスに乗ったことはありますか？

	回答数
①　ある	67
②　ない	9
未回答	1
合計	77

2．どれぐらいの頻度で乗りますか？

	回答数
①　毎日	1
②　週に1回	9
③　月に1回	18
④　年に1～2回	22
⑤　ほとんど乗らない	20
未回答	7
合計	77

３．路線バスのイメージについて教えてください。（複数回答可）

	回答数
①　本数が少ない	54
②　運賃が高い	22
③　乗り降りが難しい	1
④　運行経路がよくわからない	15
⑤　その他	6

その他の意見
・最終時刻が早い
・運転が好きだから（路線バスには乗らない）
・乗降場所をもっと多くに
・乗り継ぎが悪い
・時刻があてにならない
・今のところは乗る必要性がない

４．路線バスを維持するために、国・県・市が費用負担していることはご存知ですか？

	回答数
①　知っていた	54
②　知らなかった	22
未回答	1
合計	77

Q4　バスや公共交通のことで、ご意見があればお聞かせください。

・奈良県・市は高齢者割引等大阪と比べ少ない。（足代わりに使いたいが高い）
・免許返納する年齢になったら、バスが必要になります。
・便数が多くなったが停留所が少ない。
・年をいくごとに移動が不便になるので、60代以降が乗りやすいものが必要に思います。
・高齢化し車に乗らなくなった時には、あって欲しい。
・旅行でバスを利用することがあるが、事前にインターネットで調べても情報が少ない。時刻表・経路・バス停の場所・乗り継ぎ等もっと分かりやすくしてほしい。電車はナビタイムとかアプリにほぼ確実に対応しているが、バスは不完全すぎる。
・運行時間が朝夕に片寄らないように。
・運賃を値下げしてはどうか。今後の高齢化社会を考えて低運賃、乗客増に向けて発想の転換が必要と思う。
・もう少し本数を増やしてほしい。
・本数を増やしてほしい。
・都会のバスは、到着予告の機能が停留所に設置されていますが、今乗っている路線にはないので早く設置してほしい。
・乗客の減少に伴い赤字となり運賃値上げが従来から続いているのが現状である。これからの社会を考えて低運賃による乗客の利便と増加を考えては！
・回数が少ない。
・市から市を結ぶバス路線は絶対に必要だと思う。高齢化が進むとなおさら！
・小さな10人ぐらい（の車両）でいい。便数を多くしてください。病院を早くいってあげて下さい。（アクセスしやすいようにしてください）
・もう少し本数が増えたらのりやすいです。
・コミュニティバスのような、小回りのきくバスで、老人のためになくさないでください。
・現在はマイカーで移動することが多いですが、更に高齢になり運転ができなくなれば利用したい。
・路線がすくない。
・今後年をとった時、バスに本数がもっとあればなと思っています。
・国・県等の補助金が増えればよい。
・国や市、県がもう少し力を注いでもらいたい。朝倉台住宅地も過疎化してしまいます。みんなの意見を聞く機会を設けて下さい。
・県がもっと負担する必要があると思います。